

あわら市中小企業振興基本条例 パブリックコメントを募集

この条例は、中小企業の発展と地域経済および地域社会の活性化、市民生活の向上を図ることを目的としています。皆さまのご意見をお待ちしています。

案件名
あわら市中小企業振興基本条例(案)

内容
中小企業の振興に関する基本施策と役割を定めるもの

募集期間
4月18日(月)～5月6日(金)

閲覧方法
期間内に市ホームページまたは観光商工課・市民課窓口・市民課戸原分室で条例案を閲覧することができます。

提出方法
持参、郵送、FAXまたはメールで住所・氏名・連絡先を明記の上、ご意見をお寄せください。

問合せ
あわら市市姫三丁目1番1号 観光商工課
☎73-80300
FAX 73-11350
kanko@city.awara.lg.jp

年金生活者等支援臨時福祉給付金 (高齢者向け) が支給されます

所得の少ない高齢者を対象に年金生活者等支援臨時福祉給付金が支給されます。

対象
昭和27年4月1日以前生まれの人で、基準日(平成27年1月1日)において、あわら市に住民登録しており、平成27年度分の住民税が課税されていない人

※課税されている人に生活の面倒を見てもらっている場合や生活保護の受給者である場合などを除く。

支給額 1人当たり3万円

申請方法
給付金の受け取りには申請が必要で、対象者には5月初旬にお

知らせしますので、申請してください。申請書に記載された指定口座に給付金を入金します。

問合せ 《申請方法》福祉課
☎73-80200
《制度》厚生労働省
☎0570-037192

詐欺にご注意ください
「臨時福祉給付金」の振込込め詐欺や個人情報情報の詐取にご注意ください。
市や県、厚生労働省をかたる不審な電話や郵便があった場合は、福祉課、警察署または警察相談専用電話(☎9110)にご連絡ください。

ふれあい保険をご存じですか？ 社会活動で事故が発生したときは忘れずに報告を！

傷害保険		賠償責任保険		補償限度額	対象とならない事故
通院保険金	入院保険金	死亡保険金	受託物賠償		
1日20000円(90日限度)	1日30000円(180日限度)	500万円	1事故につき100万円		

市では、社会活動中に万が一事故が発生した場合、治療費などの一部を補償するため社会活動災害補償保険(ふれあい保険)に加入しています。

対象活動
自治会、青壮年団、婦人会、老人クラブ、子ども会などの団体が行う社会活動

※スポーツ少年団活動を除く。

注意事項
ふれあい保険により支給される保険金はあくまで見舞金程度と考えていただき、活動の際には、事前に他の保険(ボランティア活動保険、スポーツ安全保険など)への加入を検討するなど、事故対応に万全を期してください。

事故が発生したときは
万一、活動中に事故が発生したときは、事故から14日以内に団体を担当している課へ連絡し、事故報告書を作成してください。

また、市が主催する行事での事故は、会場で係員に申し出てください。行事の担当課が事故報告書を作成します。

問合せ 総務課
☎73-8004




狂犬病予防集合注射

狂犬病予防法では、生後91日以上の犬の飼い主に対し、年1回の狂犬病予防注射の接種を義務付けています。また、飼い主は市が交付する注射済票を、常に犬に身に付けさせなければなりません。

市では、集合注射を実施しますので、都合のよい会場で接種してください。

なお、お近くの動物病院でも接種できます。市の委託病院であれば、犬の登録や注射済票の交付を受けることもできます。

持ち物
お知らせのはがき(4月中旬に郵送)

費用(1頭当たり)
・狂犬病予防注射 2450円
・注射済票交付手数料 550円
・登録手数料(未登録犬のみ) 3000円

※登録している飼い犬が死亡した場合には、届け出が必要ですのでご連絡ください。
※お近くの動物病院でも接種できますが、病院によって注射料金が異なることがあります。

問合せ 生活環境課 ☎73-8017

5月18日(水)

- 9:20～9:50 JA花咲ふくいLPG住設センター(新郷小側)
- 10:05～10:45 本荘公民館
- 11:00～11:40 あわら市保健センター
- 13:30～14:40 湯のまち公民館

5月19日(木)

- 9:20～10:00 坂井健康福祉センター
- 10:15～11:45 B&G プール駐車場
- 13:30～13:50 波松区民館
- 14:10～14:50 北湯公民館

5月24日(火)

- 9:30～9:50 吉崎公民館
- 10:15～10:45 細呂木公民館
- 11:00～11:30 名泉郷会館
- 13:30～13:50 剣岳公民館
- 14:05～14:25 坪江公民館
- 14:40～15:00 伊井公民館

看板・のぼり旗の設置 には申請が必要です！

ふるさとでの良好な景観づくりおよび安全なまちづくりのために、看板(屋外広告物)を設置するには許可を受ける必要があります。広告板などの耐久性があるもの以外に、立て看板やのぼり旗なども対象となります。

新規で広告物を設置する人、申請がまだの人は、お早めに建設課へ申請してください。

表示できる場所・面積・高さなどには制限があります。詳細は、福井県都市計画課のホームページをご覧ください。

許可期間(例)
・広告板：1年
※屋外広告土等の資格を有する者が管理者の場合は3年
・立て看板やのぼり旗：1カ月

申込み 建設課 ☎73-8032

住宅に関する補助金をご活用ください あなたの住まいづくりを応援します

木造住宅の耐震診断を支援します
大規模地震から家族の命や財産を守るため、耐震診断・補強プラン作成を検討しましょう。また、耐震診断を受けた人への耐震改修工事への補助も行っていきます。

対象者 昭和56年5月31日以前に着工された一戸建て木造住宅に居住するために所有している人

内容 耐震診断および補強プラン作成(先着3件)

負担額 1万円

申込期限 8月31日(水)

多世帯で同居・近居をしませんか？
子どもを安心して産み育て、高齢者が安心して暮らすことのできる良好な住まいづくりを支援します。

内容 ①多世帯で同居するための既存住宅のリフォーム工事費用(先着2件)
②多世帯で近居するための住宅取得費用(先着1件)

補助率 ①3分の1(最大80万円)
②最大50万円

申込期限 12月28日(水)

問合せ 建設課 ☎73-8031